

## 横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク運営要領

### 1. 趣旨

本運営要領は、横浜市が制定した「横浜港港湾脱炭素化推進計画」（以下、「本計画」という。）に基づき横浜市臨海部における多様な企業・団体が実施する脱炭素投資のための資金調達の枠組みとして横浜市が策定した「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」という。）の適切な運用に必要な事項を定めるものとする。

### 2. 用語の定義

本運営要領において使用する用語の定義を以下に示す。

- グリーンローン（リース含む）：各種原則・ガイドライン等に基づくもので、環境問題の解決・緩和に資する事業の資金を調達するために実行されるファイナンス
- ブルーローン（リース含む）：各種原則・ガイドライン等に基づくもので、グリーンファイナンスのなかでも特に海洋環境保全等に資する事業の資金を調達するために実行されるファイナンス
- トランジションローン（リース含む）：各種原則・ガイドライン等に基づくもので、脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実な GHG 削減の取組を行う企業に対して、その移行（トランジション）の取組を資金使途としたファイナンスであり、横浜市が制定した本計画に則り、横浜港の CNP に資する取組を行う企業に対して実行されるファイナンス
- 融資先企業：本フレームワークを活用して、上述のサステナブルファイナンスを調達する借入人
- 第三者評価機関：本フレームワークに対してセカンド・パーティ・オピニオンを提供している DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、「DNV」という。）
- 適格プロジェクト：本フレームワークに定める要件ならびに上述の各サステナブルファイナンス実施にあたって必要な要件を満たすと判断されたプロジェクト
- 適合書簡（Letter of Conformance、以下、「LoC」という。）：個別プロジェクトの本フレームワークへの適合性について金融機関及び/又は横浜市で判断ができない場合に、DNV に依頼し個別に適合性を評価してもらうこと。なお、LoC 取得に係る費用については原則融資先企業の負担とする。

### 3. 対象事業者

本フレームワークを利用することができる事業者は、本計画の対象範囲において、本フレームワークに定める適格プロジェクトを実施する者（当該適格プロジェクトを実施する者の親会社が資金調達主体となる場合は当該親会社も対象）とする。

#### 4. 対象金融機関

本フレームワークを活用したサステナブルファイナンスの提供ができる金融機関は、本フレームワークの趣旨に賛同し、本フレームワーク及び本運営要領に基づく対応が可能な金融機関であることとし、横浜市へ「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」参加表明書（様式 1）」を提出し、横浜市が承認し、横浜市のホームページに公示される金融機関とする。

#### 5. ファイナンスに関する基本事項

本フレームワークを活用したファイナンスに関する基本的な内容は以下に定めるところによる。

(1) ファイナンスの種類

グリーンローン（リース含む）、ブルーローン（リース含む）、トランジションローン（リース含む）

(2) 資金使途

適格プロジェクト向け投資の一部又は全部に充当されることとする。なお、本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの実行から遡って 3 年以内に実施された適格プロジェクト向け資金調達のリファイナンスも資金使途の対象となる。

(3) ファイナンス期間

本フレームワークを活用したファイナンスの期間は原則 1 年以上とする。

(4) ファイナンス金額

上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

(5) 金利等諸条件について

ファイナンス金利を含めた諸条件について、以下に定める実施事項を除き共通の条件は設定せず、金融機関ごとの個別判断とする。

#### 6. 実務フロー

(1) 融資先企業は、あらかじめ対象金融機関と事前相談・協議を行い、「情報共有等に関する同意書（様式 2）」又は対象金融機関が指定する同意書及び「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」利用に関するチェックシート（様式 3）」に必要事項を記入の上、対象金融機関へ相談する。

(2) 申し出を受けた対象金融機関は、融資先企業へヒアリングを行いながら「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」利用に関するチェックシート（様式 3）」に必要事項を記入し、本フレームワークへの適合性を確認する。

なお、対象金融機関において適合性の有無を判断できない場合等で、LoC の取得を希望する場合は、対象金融機関と融資先企業との間で協議・合意した上で、「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」利用に関するチェックシート（様式 3）」の LoC 発行依頼欄に「はい」を記入すること。

(3) 対象金融機関は、記入が完了した「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」

利用に関するチェックシート（様式 3）」を横浜市へメールで提出する。

- 提出先メールアドレス：kw-cnp@city.yokohama.lg.jp
- 件名：【横浜港 CNP フレームワーク】利用に関するチェックシート（企業名）

(4) 横浜市は受領した「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」利用に関するチェックシート（様式 3）」に基づき、本フレームワークへの適合性を判断し、様式 3 の受領日から原則 15 営業日以内に、以下（4-1）から（4-4）のうち該当するいずれかの対応を行う。ただし、以下（4-3）については、LoC 取得に係る業務委託まで 15 営業日以内に行うものとする。

なお、横浜市は必要に応じ、対象金融機関に対し内容の確認を求められることができる。

また、本フレームワークへの適合性について否認できることとする。

⇒（4-1）【受理】LoC を取得しない場合：

横浜市は対象金融機関に対し、「受理証（様式 4）」をメールで返送する。

⇒（4-2）【受理】LoC を取得する場合で、融資先企業が LoC 取得費用を負担する場合：

横浜市は対象金融機関に対し、「受理証（様式 4）」及び「LoC 発行依頼書（様式 5）」をメールで返送する。対象金融機関は融資先企業に対し、「LoC 発行依頼書（様式 5）」を共有し、融資先企業から DNV に対して LoC の申込・取得を行う。

なお、対象金融機関は、必要に応じて融資先企業と DNV との調整など、融資先企業による LoC 取得に向けたサポートを行うこと。

⇒（4-3）【受理】LoC を取得する場合で、融資先企業に代わり横浜市が LoC 取得費用を負担する場合：

横浜市は DNV に対して LoC 取得に係る業務委託を行い、DNV から LoC を受領する。横浜市は対象金融機関に対し、「受理証（様式 4）」及び DNV から受領した LoC をメールで返送する。

⇒（4-4）【否認】本フレームワークへの適合性確認の結果、否認する場合：

横浜市は対象金融機関に対し、「否認通知書（様式 6）」をメールで返送する。

(5) 対象金融機関は、「融資契約書規定内容ひな形（様式 7）」を参考に、本フレームワークの規定に沿って必要な事項（資金充当状況レポート、インパクト・レポート等）を契約書等に反映した上で、ファイナンスを実行する。

なお、契約書等の形式は問わない。レポート様式に関しては、「年次レポートに関する報告書（様式 9）」を使用することとし、融資先企業からの年次での提出が漏れないように留意すること。

(6) 金融機関は、ファイナンス契約締結後、「実行連絡票（様式 8）」に必要事項を記入の上、横浜市へメールで提出する。

- 提出先メールアドレス：kw-cnp@city.yokohama.lg.jp
- 件名：【横浜港 CNP フレームワーク】実行連絡票（企業名）

(7) 融資先企業は、契約書に基づき、1 年に 1 回以上定められたレポート事項について定めら

れた期限までに「年次レポートに関する報告書(様式 9)」を用いて金融機関に報告を行う。

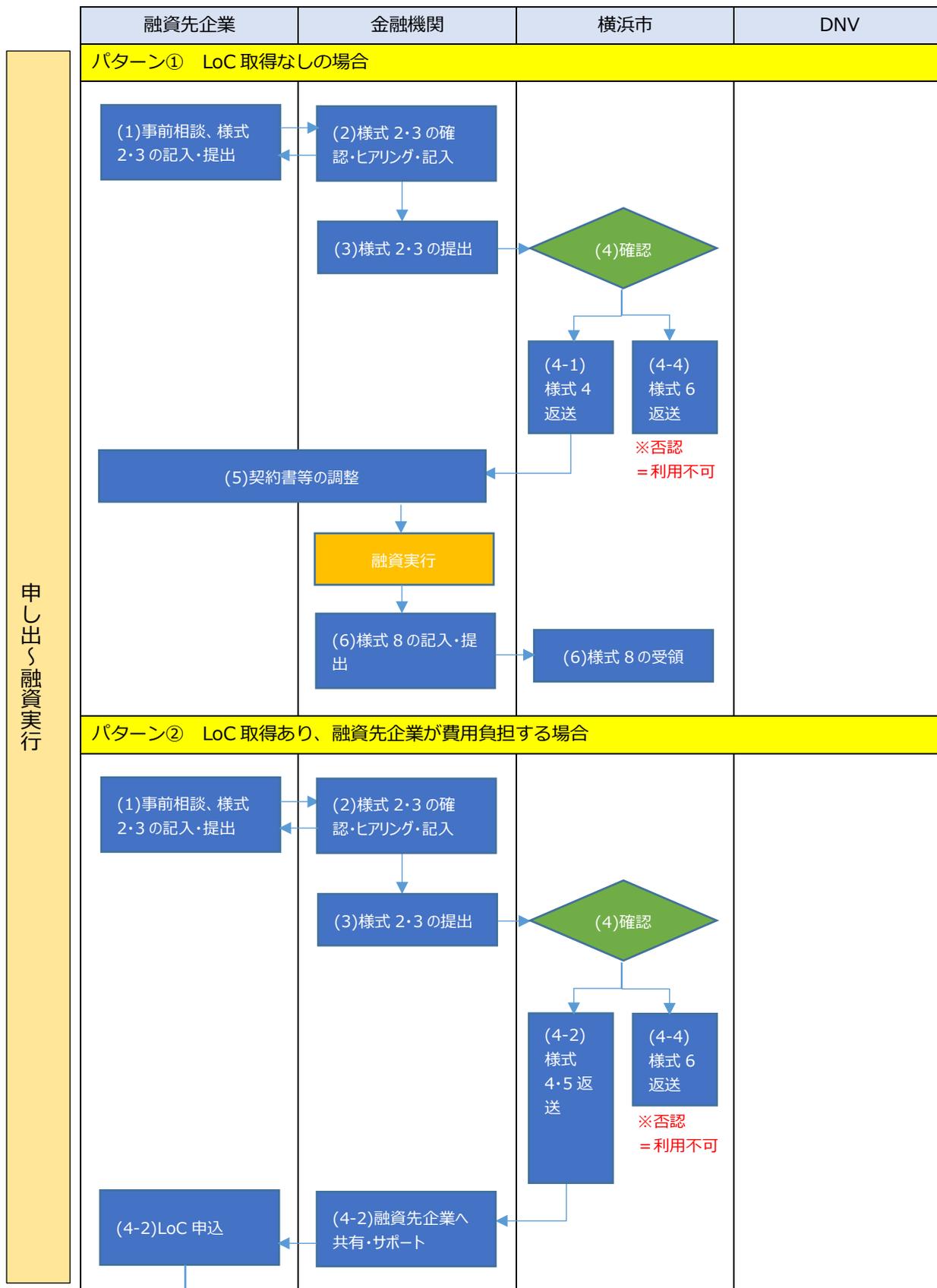
(8) 金融機関は、前項(7)で報告を受け、確認したレポート内容について、横浜市へメールで提出する。

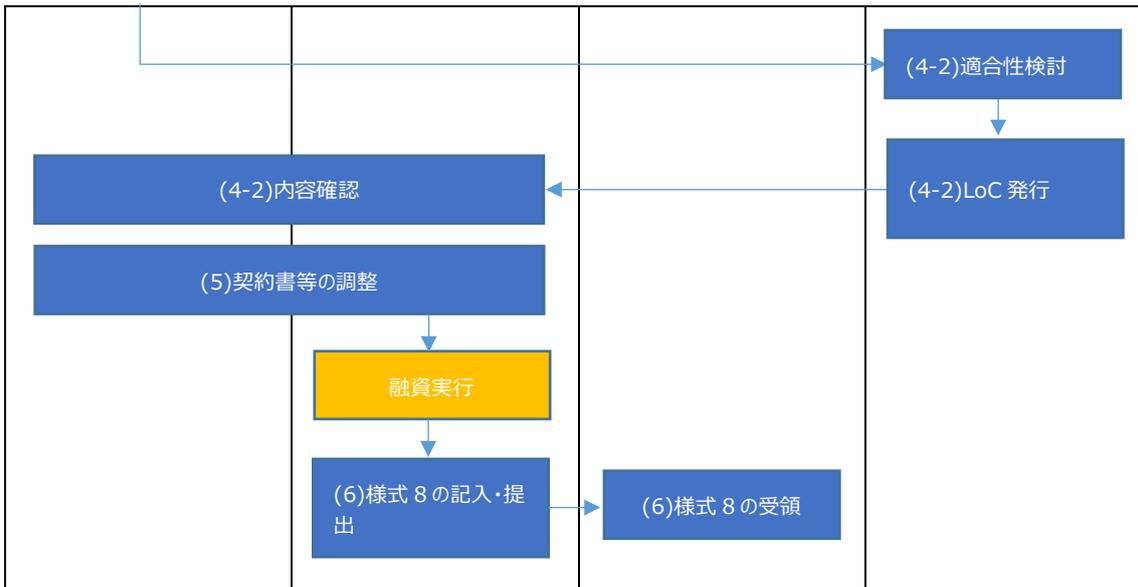
- 提出先メールアドレス : kw-cnp@city.yokohama.lg.jp
- 件名 : 【横浜港 CNP フレームワーク】年次レポート報告 (企業名)

(9) 金融機関は、融資期間が終了した場合、又はその他の事由により途中で当該融資契約が終了した場合には、速やかに「融資完了連絡票(様式 10)」に必要事項を記入の上、横浜市へメールで提出する。

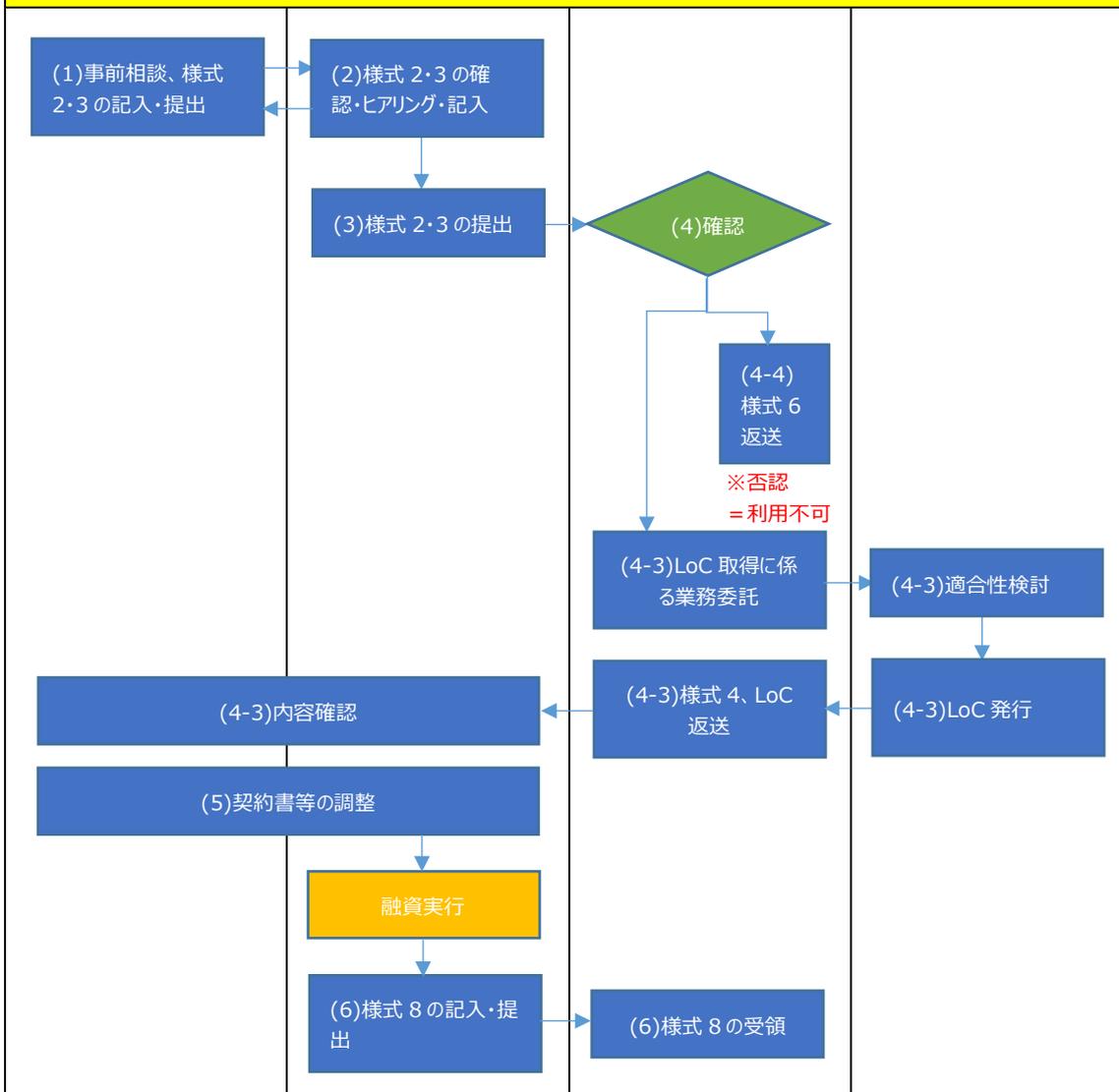
- 提出先メールアドレス : kw-cnp@city.yokohama.lg.jp
- 件名 : 【横浜港 CNP フレームワーク】融資完了報告 (企業名)

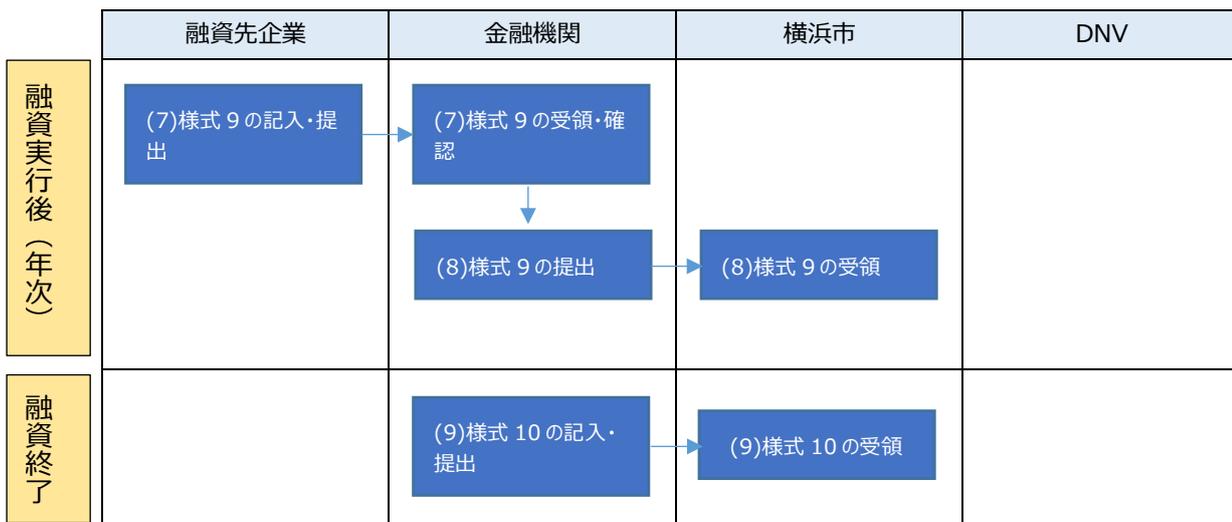
〈参考：実務フローのイメージ（括弧内の数字は「6.実行フロー」の項番と連動）〉





パターン③ LoC 取得あり、横浜市が費用負担する場合





(※別途、金融機関での与信審査に関する手続が必要です。本運営要領上では記載省略。)

## 7. 審査・公表

本フレームワークの管理は、横浜市が行うものとする。

## 8. その他

本運営要領に定めのない事項については、横浜市において決定することとする。

### 附 則

本運営要領は、2025 年（令和 7 年）3 月 25 日から施行する。

## 別表

様式名	作成対象者
「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」参加表明書（様式 1）	金融機関
情報共有等に関する同意書（様式 2）	融資先企業
「横浜港 CNP サステナブルファイナンス・フレームワーク」利用に関するチェックシート（様式 3）	融資先企業、金融機関
受理証（様式 4）	横浜市
LoC 発行依頼書（様式 5）	融資先企業/横浜市
否認通知書（様式 6）	横浜市
融資契約書規定内容ひな形（様式 7）	金融機関
実行連絡票（様式 8）	金融機関
年次レポートに関する報告書（様式 9）	融資先企業
融資完了連絡票（様式 10）	金融機関

**（改訂履歴）**

年月	内容
2025 年（令和 7 年）3 月	初版発行